

桐生市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団を利用することの禁止等について定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び市内の社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 暴力団排除 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の社会経済活動に生じる不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活及び市内の社会経済活動に不当な影響を及ぼしていることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等が相互の連携及び協力により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、市を管轄する警察(以下「警察」という。)、県その他の暴力団排除の推進を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県、警察その他の関係機関に対し当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、市及び警察が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市及び警察が推進する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察その他の関係機関に対し当該情報を提供するよう努めるものとする。
(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下「市の事務事業」という。)が暴力団の活動を助長することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関する契約(以下「下請契約等」という。)の相手方から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。
- 3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報する等の必要な協力を行うよう義務付けるものとする。
- 4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。
(公の施設における措置)

第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めるときは、当該公の施設の利用の承認又は許可を与えてはならない。

- 2 市は、公の施設の利用を承認し、又は許可した後に、当該公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利用と認めたときは、当該公の施設の利用を停止し、又は利用の承認若しくは許可を取り消すことができる。
(市への不当要求行為に対する措置)

第8条 市は、市民等及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、市への不当要求行為に対する統一的な対応方針を定め、不当要求行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
(市民等に対する支援等)

第9条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第10条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、高等学校又は特別支援学校(中学部に限る。))をいう。次項において同じ。)において、その生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の支援又は協力をを行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。